身近な環境問題「騒音・振動」を正しく測る

1. 騒音・振動は、暮らしや事業活動に密接な環境課題です

工場・事業場の設備、建設工事、自動車交通などから発生する音や揺れは、周辺の生活環境に影響を与えることがあります。一方で、感じ方には個人差があり、発生時間、継続時間、周波数、周辺の暗騒音・地盤条件などによっても受け止め方が変わります。

そのため、騒音・振動の問題を整理する際は、「どのくらいの大きさか」だけでなく、「いつ、どこで、何から発生し、どのように変動したか」を、適切な方法で記録することが大切です。

【一般的な調査の流れ】

順番	項目	内容
1	事前確認	調査目的、発生源、周辺住居、敷地境界、法令・条例、苦情内容などを整理
2	調査計画	目的に合った地点、時間帯、測定時間、使用機器、評価量を設定
3	現地測定	騒音計・振動レベル計を適切に設置し、稼働状況や気象等の周辺状況も記録
4	データ整理	異常音等の影響を確認し、時間変動、統計値、周波数特性など、調査目的に応じたデータを整理・解析
5	評価・報告	基準との比較、発生源の影響把握、報告書作成

【測定時の記録事項】

調査目的に応じて、主に次の事項を記録します。

・設備・重機の稼働時刻、運転条件及び台数

・大型車両や鉄道の通過、航空機、緊急車両などの周辺音

・風向・風速、降雨などの気象状況

・測定機器の型式、設定、設置位置

・突発音・異常振動の時刻と内容

【稼働時と停止時の比較】

測定対象が設備や工事などの場合、対象が稼働している時と停止している時を比較することで、その発生源が周辺環境に与えている影響を把握しやすくなります。また、設備の運転状況や周辺で発生した音・振動を併せて記録することで、測定結果をより適切に評価することができます。

【EMATEC の騒音・振動調査】

当センターでは、工場・事業場、建設工事、道路交通、環境影響評価、苦情対応等に関する騒音・振動の調査、解析、予測・評価を行っています。現地条件と調査目的を確認し、測定計画の立案から現地測定、データ整理・解析、結果の評価、報告書作成まで対応します。

・騒音・振動の現況調査、発生源調査
・工場・事業場、建設工事等の規制基準に係る測定
・道路交通騒音・振動調査、交通量調査
・周波数分析、稼働・停止条件の比較
・施設計画・設備更新に伴う予測評価
・環境影響評価等に係る騒音・振動調査



騒音・振動は、発生状況や周辺条件によって、適切な測定方法や評価方法が異なります。当センターでは、騒音・振動をはじめ、各種環境測定・調査に関するご相談を承っております。詳しくは、当センターホームページの「環境相談窓口」からお問い合わせください。

主な環境法令情報

官公庁より公表された主な環境法令等の情報を掲載しています。
各事項の詳細については、官報や所管省庁のホームページ等でご確認ください。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律

令和８年６月19日　令和８年法律第44号
https://www.env.go.jp/press/press_04131.html

■概要
（１）低濃度 PCB 使用製品の届出義務等
　低濃度 PCB 使用製品を所有する者に対し、都道府県知事への届出義務及び管理基準の遵守を課すとともに、同製品の使用を終了した者または保管する廃棄物が低濃度 PCB 廃棄物と判明した者に対して届出義務を課し、一定の期間内に処分することを義務付けるものです。
（２）高濃度 PCB 廃棄物の処分義務
　保管する廃棄物が高濃度 PCB 廃棄物と判明した者に対しても、一定の期間内に処分することを義務付けるものです。
（３）PCB 廃棄物処理計画の廃止
　都道府県等における PCB 廃棄物処理計画の策定義務等を廃止するものです。
（４）JESCO の事業の見直し
　JESCO の事業範囲を見直すものです。

■施行期日
　令和９年４月１日（一部を除く）

「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示」及び「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示」

令和８年８月20日　令和８年環境省告示第39号及び第40号
https://www.env.go.jp/press/press_05414.html

■概要
（１）無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成 18 年環境省告示第 98 号）
　無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物に高濃度 PCB 廃棄物が追加。
（２）低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等（平成 21 年環境省告示第 69 号）
　「低濃度 PCB 廃棄物の技術基準」から「PCB 廃棄物全般の無害化処理基準」へ制度が転換され、無害化処理認定制度の対象が低濃度 PCB 廃棄物に限定されず、高濃度 PCB 廃棄物を含む PCB 廃棄物全般へ拡大。
　この制度改正に合わせて告示名称も見直され、従来の「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等」から「低濃度」の文言を削除し、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等」へ改称。

■施行期日
　令和８年８月20日

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に関する意見募集

募集期間：令和８年９月 16 日（水）～令和８年 10 月 15 日（木）

https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495260188&Mode=0

■概要

水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和７年環境省令第 19 号）の施行に伴い、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）について、水道水の水質基準が新たに設定されたため、建築物衛生法施行規則においても、当該物質を建築物衛生法施行規則第４条第１項第４号二に追加し、３年に１回定期検査を行う対象とする。

■施行期日（予定）

公布：令和８年 11 月（予定）

施行：令和９年５月（公布日から６ヶ月後）

「土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件の一部を改正する件（案）」

「土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件の一部を改正する件（案）」

「要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件の一部を改正する件（案）」に関する意見募集

募集期間：令和８年９月３日（木）～令和８年 10 月３日（土）

https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195260056&Mode=0

■概要

（１）埋立地管理区域における土地の形質変更基準の見直し

（２）自然由来等による基準不適合土壌の判定方法の合理化（全量分析要件の見直し）

（３）品質管理された購入土等に係る土壌調査方法の見直し（一定条件下で分析を省略可能）

■施行期日（予定）

公布：令和８年 11 月（予定）

施行：令和９年４月（予定）